

【J Aらくらくリフォームローン】

商品名	J Aらくらくリフォームローン
お使いみち	(1)住宅の増改築、改装、補修（住宅に付帯する施設等の住宅関連設備の設置等を含む）のための資金。 (2)既存のリフォームローンの借換資金。 (3)上記(1)と(2)の合算資金。 (4)既存の住宅ローンの借換資金と(1)の合算資金。（既存の住宅ローンの借換資金のみは対象外）
お借入資格	○お申込時の年齢が満 20 歳以上満 65 歳以下であり、最終ご返済時の年齢が満 75 歳以下の方。 ○前年度税込み年収が 200 万円以上の方。（自営業の方は所得金額が 300 万円以上） ○勤続年数が 1 年以上の方。（自営業の方は 3 年以上） ○当 J A が指定する保証会社（株式会社ジャックス）の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
お借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内とし、10 万円単位とします。（自営業者の方は 700 万円以内）
お借入期間	○6 ヶ月以上 20 年以内（1 ヶ月単位）（団体信用生命共済未加入の場合は 15 年以内） 借換資金のみの場合は借換元契約の残存期間が最長となります。（支払期間の延長不可）
お借入利率	○変動金利を適用いたします。お借入後の利率は、基準日（4 月 1 日および 10 月 1 日）の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回の見直しを行います。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。
ご返済方法	○元利均等返済（お借入金額の 50%以内でボーナス併用可。） ※元利均等返済とは、毎回の返済額（元金+利息）が一定金額となる返済方法です。
担保	○不要です。
保証人	○㈱ジャックスの保証をお受けいただきますので原則として不要です。ただし、お申込内容により連帯保証人が必要となる場合があります。
保証料	○融資利率に含ませていただきます。
団体信用生命共済	○借入者は原則として団体信用生命共済にご加入いただきます。 （共済掛金は当 J A が負担いたします。）
手数料	○一部繰上返済および全額繰上返済を行う際には、当 J A 所定の繰上返済手数料が必要となります。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または金融推進部 推進企画課（電話：053-476-3121）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県 J A バンク相談所（電話：054-284-9913）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（J A バンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記金融推進部 推進企画課または静岡県 J A バンク相談所にお申し出ください。
その他	○店頭にて返済額の試算を承っております。 ○お借入に関して詳しい内容については、当 J A 窓口にお問い合わせください。 ○審査結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。